

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定により、特別区道の区域の一部を次のように変更し、供用を開始する。  
その関係図面は、令和 8 年 8 月 3 日から二週間、文京区土木部管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 3 日

文京区 長 成澤 廣



一 変更区間

| 路 線 名     |                                | 変更の区間（編入） |        | 敷地の幅員<br>（変更前） |  | 延 長 |
|-----------|--------------------------------|-----------|--------|----------------|--|-----|
| 文 第 六三二 号 | 文京区本郷五丁目五番先から<br>文京区本郷五丁目五番先まで | （三・七八）m   | 二〇・一七m |                |  |     |
| 文 第 六三六 号 | 文京区本郷五丁目五番先から<br>文京区本郷五丁目五番先まで | （三・八五）m   | 一三・一九m |                |  |     |
| 文 第 六三六 号 | 文京区本郷五丁目五番先から<br>文京区本郷五丁目五番先まで | （四・〇〇）m   | 〇・〇四m  |                |  |     |

二 供用開始

令和 8 年 8 月 3 日

## 特別区道路線区域変更及び供用開始図

道路の種類  
区道路  
線  
名

特別区道文第六三二号

道路区域に編入する部分（文京区本郷五丁目5番18号）

延長

二〇・一メートル

縮面  
尺積

一・六七平方メートル  
百分の一

案内図

変更する区域



特別区道路線区域変更及び供用開始図

道路の種類

区道

路線名

特別区道文第六三六号

道路区域に編入する部分（文京区本郷五丁目5番18号）

一三・一九メートル

一・九〇平方メートル

延長

百分の一

面積

案内図

変更する区域



特別区道路線区域変更及び供用開始図

道路の種類 区道

路線名 特別区道文第六三六号

道路区域に編入する部分（文京区本郷五丁目5番18号）

延長 〇・〇四メートル

面積 〇・〇一平方メートル

縮尺 百分の一

案内図

変更する区域

